

5. 情報提供・情報収集に関する取組

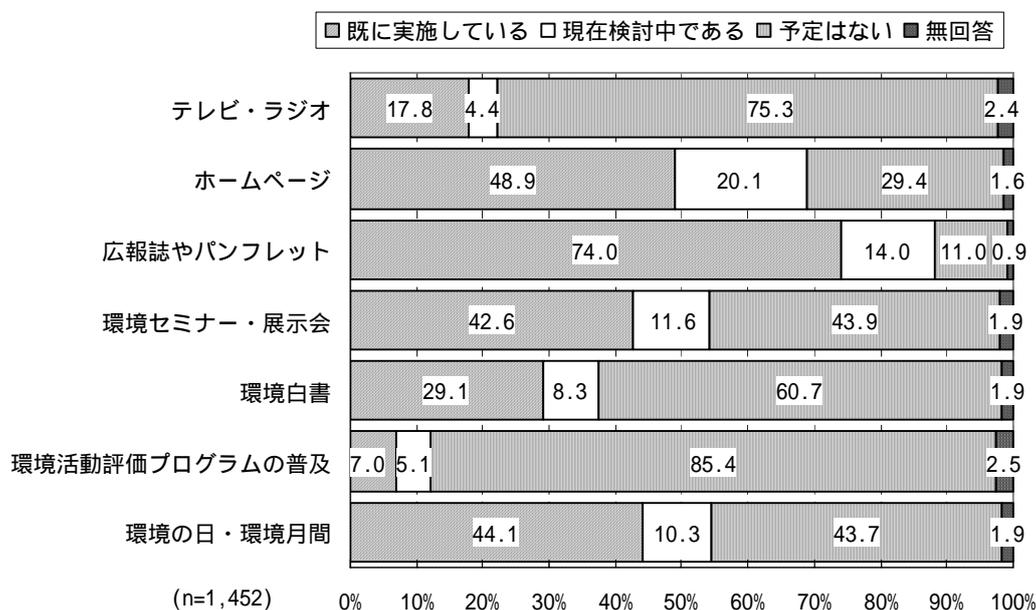
5 1 環境保全施策の促進のための情報提供方法と内容

(1) 各主体に向けた具体的な情報提供の方法(問 15)

【全体的な傾向】

- 全体では環境情報の提供方法・媒体は、『広報誌やパンフレット』(実施中 74.0%) が最も多く、次いで『ホームページ』(同 48.9%) 『環境の日・環境月間』(同 44.1%) と続く。『テレビ・ラジオ』(同 17.8%) と『環境活動評価プログラムの普及』(同 7.0%) は少ない。

図表 III-81 環境施策を実施するに当たりの具体的な情報提供の方法(全体)



【基本属性別の特徴】

- 都道府県と政令指定都市での環境情報提供は、紙媒体、イベント、電子媒体、電波媒体など多岐にわたり、ほぼすべての団体に活用されている。市区町村では、『広報誌やパンフレット』が特に多く 73.0%の団体が実施中である。

図表 III-82 環境施策を実施するに当たりの具体的な情報提供の方法(基本属性別)

情報提供の方法	都道府県 n = 46		政令都市 n = 16		市区町村 n = 1,390	
	実施中	検討中	実施中	検討中	実施中	検討中
テレビ・ラジオ	100.0	0.0	68.8	0.0	14.5	4.6
ホームページ	100.0	0.0	93.8	0.0	46.7	21.0
広報誌やパンフレット	97.8	0.0	93.8	0.0	73.0	14.7
環境セミナー・展示会	100.0	0.0	93.8	0.0	40.1	12.1
環境白書	100.0	0.0	93.8	0.0	26.0	8.7
環境活動評価プログラムの普及	71.7	6.5	68.8	6.3	4.2	5.0
環境の日・環境月間	95.7	0.0	93.8	0.0	41.9	10.7

(注) 網掛けは、実施率 50%以上示す。

【市区町村(政令指定都市を除く)の属性別の特徴】

- 市区町村の人口規模別に環境情報の提供方法・媒体をみると、いずれの規模でも50%以上の団体で利用されているのは『広報誌やパンフレット』である。その実施率も人口規模の増加とともに上昇し、「1万人未満」の50.6%に対して「10万人以上」では94.9%である。
- 『環境の日、環境月間』や『環境セミナー・展示会』などのイベントとともに、『ホームページ』や『環境白書』、『テレビ・ラジオ』でも、人口が多いほど実施率が上昇する傾向は顕著である。
- 人口規模が大きいほど、多様な方法・媒体で環境関連情報を提供していることがわかる。特に、「10万人以上」の地方公共団体の取組は多岐にわたる。

図表 III-83 市区町村における環境施策を実施するに当たりの具体的な情報提供の方法
(人口別：政令指定都市を除く)

(n=1,390) (%)

情報提供の方法	1万人未満	1~3万人未満	3~5万人未満	5~10万人未満	10万人以上
テレビ・ラジオ	5.4	5.4	12.1	15.2	44.1
ホームページ	15.0	30.7	53.9	70.4	90.7
広報誌やパンフレット	50.6	67.9	78.6	88.8	94.9
環境セミナー・展示会	11.0	24.8	47.6	55.2	87.3
環境白書	1.1	5.9	21.4	42.2	83.9
環境活動評価プログラムの普及	0.3	0.8	0.5	3.6	19.1
環境の日・環境月間	24.3	33.7	39.8	49.8	75.4

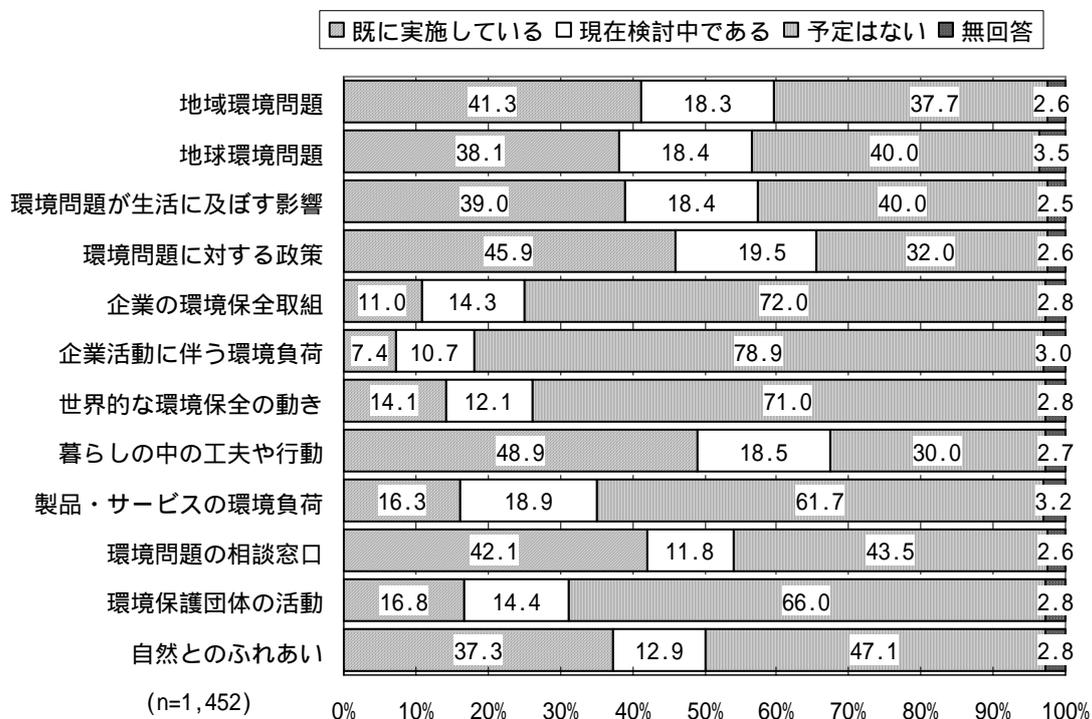
(注) 網掛けは、実施率50%以上を示す。

(2) 各主体の取組促進のための情報提供の内容(問 16)

【全体的な傾向】

- 提供する環境情報の内容は、『暮らしの中の工夫や行動』(48.9%)が最も多く、次いで行政施策情報の『環境問題に対する政策』(45.9%)や『環境問題の相談窓口』(42.1%)などがある。『地域環境問題』(41.3%)、『環境問題が生活に及ぼす影響』(39.0%)、『地球環境問題』(38.1%)などで、企業関連情報はまだ少ない。
- 『企業の環境保全取組』『企業活動に伴う環境負荷』『製品・サービスの環境負荷』『環境保護団体の活動』といった企業や環境NPOの活動状況に関する情報の提供率は7.4~16.8%と低いものの、いずれも「検討中」の比率が高い傾向があり、今後、取り組む団体が増えることが予想される。

図表 III-84 提供している環境情報の内容(全体)



【基本属性別の特徴】

- 都道府県と政令指定都市が提供する環境情報の内容は幅広く、行政施策、環境問題の現状・課題、環境問題と市民生活の関係については、90%以上の団体が提供している。企業や環境NPOの活動状況についても、50%以上の団体で提供されている。
- 市区町村では、『環境問題に対する政策』『暮らしの中の工夫や行動』、についての情報提供は40%を越えるが、その他の項目については40%以下である。

図表 III-85 提供している環境情報の内容（基本属性別）

(%)

情報提供の方法	都道府県 n = 46		政令都市 n = 16		市区町村 n = 1,390	
	実施中	検討中	実施中	検討中	実施中	検討中
地域環境問題	100.0	0.0	87.5	6.3	38.8	19.1
地球環境問題	100.0	0.0	93.8	0.0	35.4	19.2
環境問題が生活に及ぼす影響	100.0	0.0	93.8	0.0	36.4	19.2
環境問題に対する政策	100.0	0.0	93.8	0.0	43.5	20.4
企業の環境保全取組	73.9	10.9	75.0	18.8	8.1	14.3
企業活動に伴う環境負荷	60.9	6.5	68.8	6.3	4.9	10.9
世界的な環境保全の動き	63.0	0.0	62.5	6.3	11.9	12.6
暮らしの中の工夫や行動	100.0	0.0	93.8	0.0	46.7	19.3
製品・サービスの環境負荷	63.0	8.7	50.0	31.3	14.3	19.1
環境問題の相談窓口	97.8	0.0	93.8	0.0	39.7	12.3
環境保護団体の活動	87.0	2.2	81.3	6.3	13.7	14.9
自然とのふれあい	95.7	0.0	87.5	0.0	34.7	13.5

(注) 網掛けは、実施率40%以上を示す。

【市区町村(政令指定都市を除く)の属性別の特徴】

- 市区町村の人口規模別に環境情報の提供内容をみると、いずれの情報についても人口規模の増加とともにその実施率が上昇することが顕著である。実施率の高い行政施策情報である『環境問題に対する政策』では、「1万人未満」の16.9%に対して、「10万人以上」では83.1%で4倍以上の割合となっている。
- 人口規模が大きいほど、多様な環境関連情報を提供している。特に、「10万人以上」の団体では環境情報が多岐にわたっており、企業や環境NPOの活動状況も少なからず提供されている。

図表 III-86 市区町村における提供している環境情報の内容（人口別：政令指定都市を除く）

(n=1,390)

(%)

情報提供の方法	1万人未満	1~3万人未満	3~5万人未満	5~10万人未満	10万人以上
地域環境問題	17.8	29.1	41.3	50.2	72.9
地球環境問題	14.4	23.7	34.5	48.0	74.2
環境問題が生活に及ぼす影響	16.9	27.8	34.0	47.1	71.2
環境問題に対する政策	16.9	32.9	44.2	61.0	83.1
企業の環境保全取組	2.3	2.4	6.3	9.9	25.8
企業活動に伴う環境負荷	2.5	2.2	2.4	4.5	15.3
世界的な環境保全の動き	2.5	7.5	13.6	16.1	27.5
暮らしの中の工夫や行動	22.0	39.4	47.6	60.1	81.8
製品・サービスの環境負荷	5.1	8.9	14.1	21.1	30.5
環境問題の相談窓口	16.1	35.0	39.3	52.0	71.2
環境保護団体の活動	5.6	7.5	7.3	20.2	35.2
自然とのふれあい	14.1	22.6	30.6	48.4	75.4

(注) 網掛けは、実施率40%以上を示す。

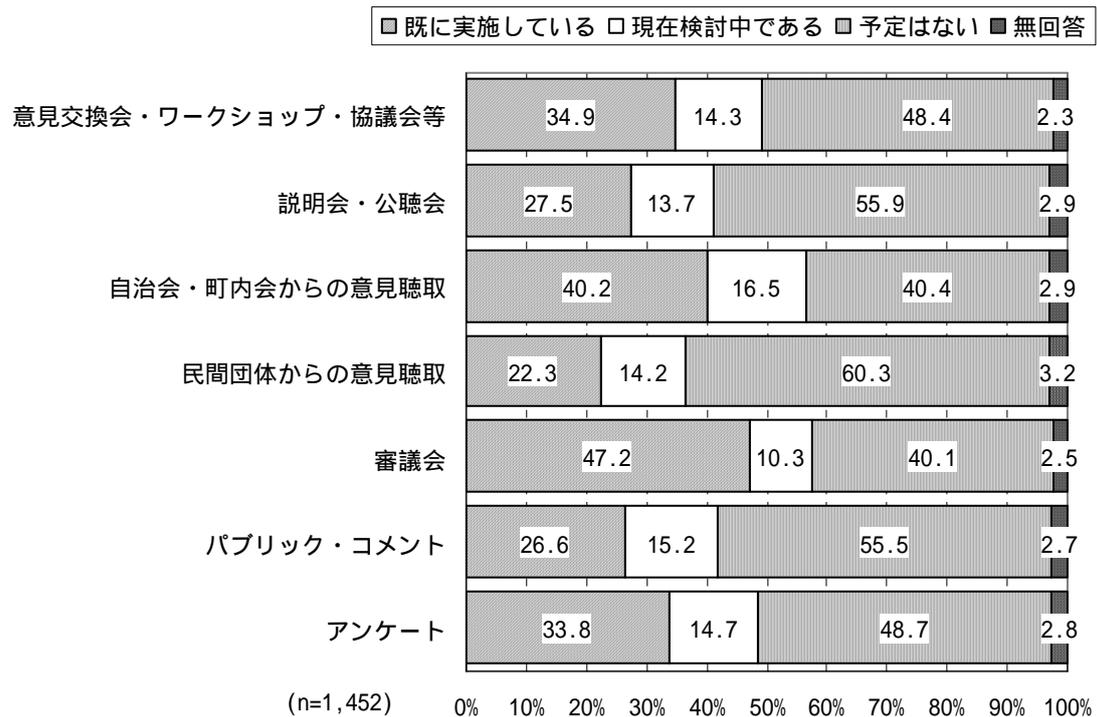
5 2 環境保全施策の促進のための情報収集の方法

(1) 環境保全施策促進のための住民等からの意見の取入方法(問 17)

【全体的な傾向】

- 環境施策の推進のためにどのようにして住民などの意見を取り入れているかについては、全体では、『審議会』(実施中 47.2%、検討中 10.3%：計 57.5%) が最も多く採用されている。次いで、『自治会・町内会からの意見聴取』(同 40.2%、16.5%：計 56.7%)、『意見交換・ワークショップ・協議会等』(同 34.9%、14.3%：計 49.2%) である。

図表 III-87 環境保全施策における住民等の意見の取入方法(全体)



【基本属性別の特徴】

- 都道府県と政令指定都市では、多様な方法によって住民等の意見を取り入れている。市区町村に比べて『パブリック・コメント』や『アンケート』を用いている割合が非常に高い。一方『自治会・町内会からの意見聴取』は政令指定都市や市区町村では比較的用いられている手法であるのに対し、都道府県では少ない。
- 市区町村では、『審議会』『自治会・町内会からの意見聴取』以外については取り組む団体は比較的少なく約30%以下である。

図表 III-88 環境保全施策における住民等の意見の取入方法（基本属性別）

(%)

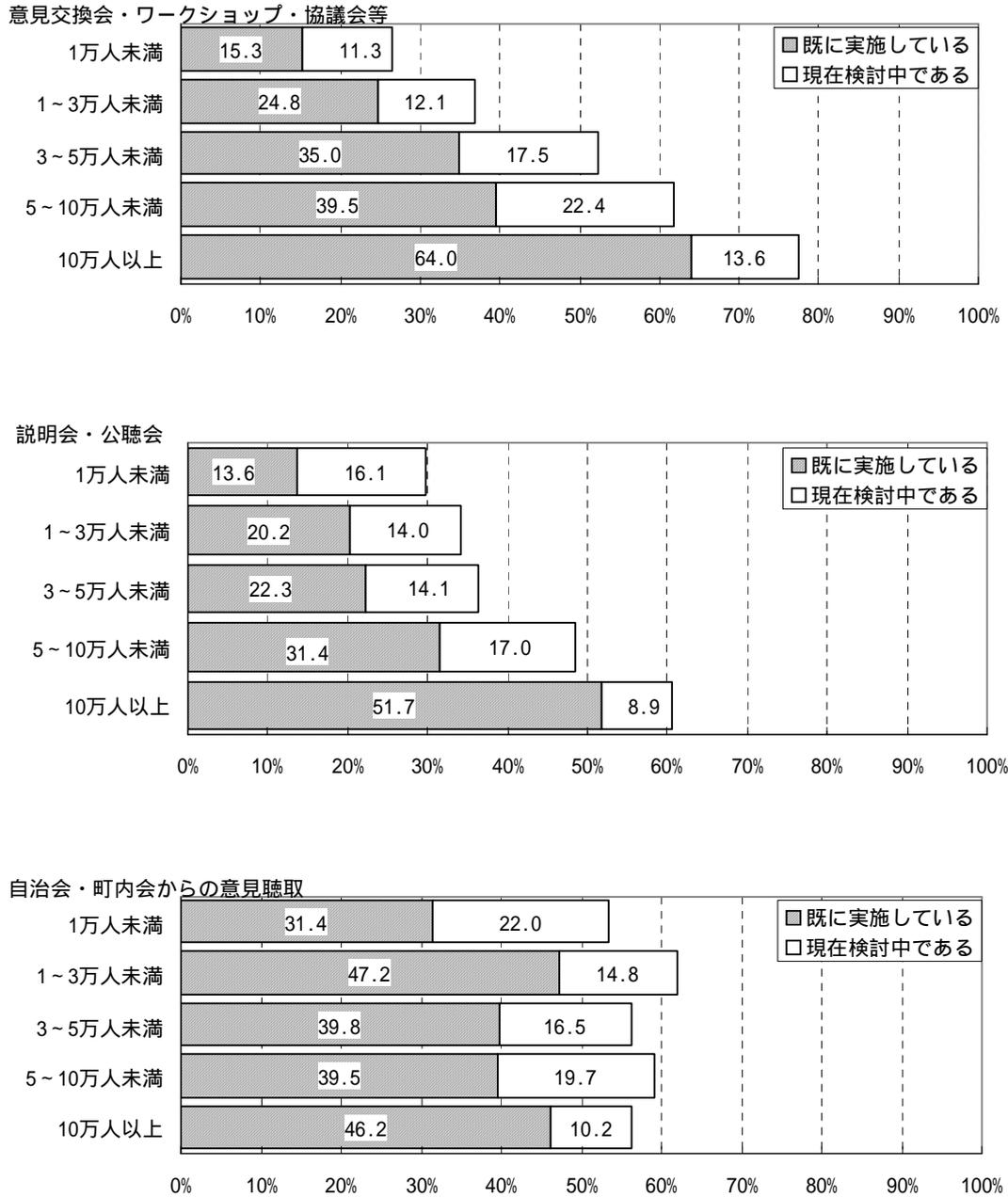
住民等の意見の取り入れ方法	都道府県 n = 46		政令都市 n = 16		市区町村 n = 1,390	
	実施中	検討中	実施中	検討中	実施中	検討中
意見交換会・ワークショップ・協議会等	80.4	8.7	81.3	6.3	32.9	14.6
説明会・公聴会	63.0	2.2	62.5	6.3	26.0	14.2
自治会・町内会からの意見聴取	19.6	10.9	56.3	0.0	40.6	16.9
民間団体からの意見聴取	76.1	4.3	68.8	0.0	20.0	14.7
審議会	82.6	2.2	75.0	0.0	45.7	10.6
パブリック・コメント	91.3	2.2	81.3	0.0	23.8	15.8
アンケート	87.0	0.0	87.5	0.0	31.4	15.4

(注) 網掛けは、実施率40%以上を示す。

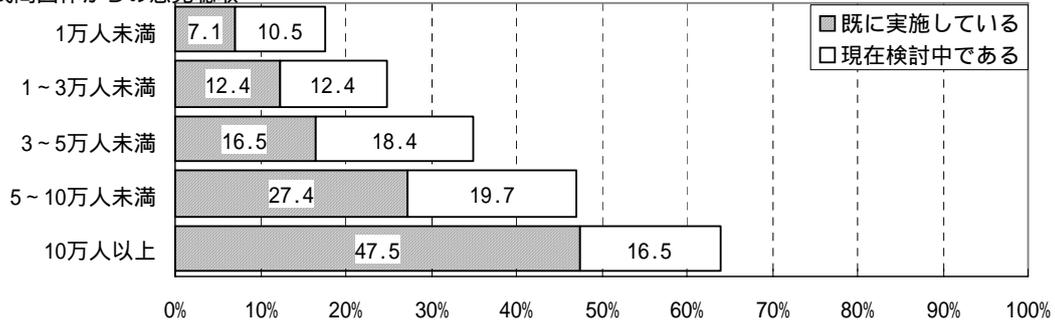
【市区町村(政令指定都市を除く)の属性別の特徴】

- 『自治会・町内会からの意見聴取』を除く他の手法については、人口規模が大きいほど、その実施率は上昇する。

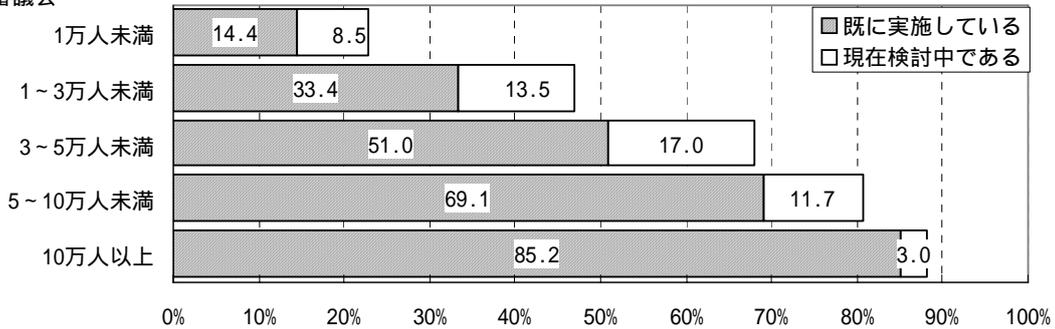
図表 III-89 市区町村における環境保全施策における住民等の意見の取入方法
(人口別：政令指定都市を除く)



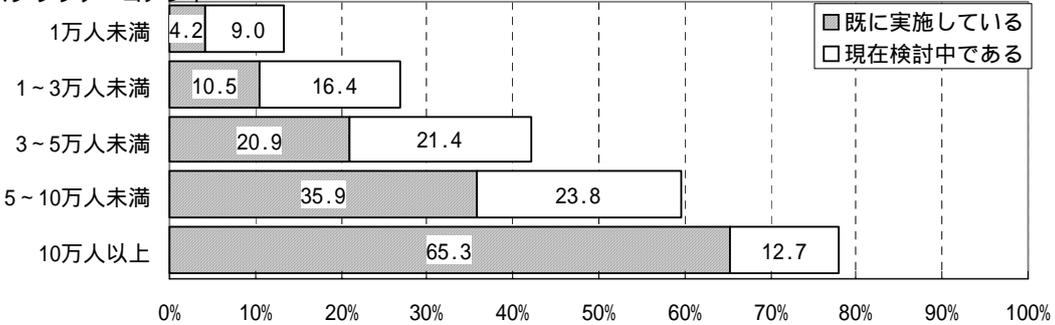
民間団体からの意見聴取



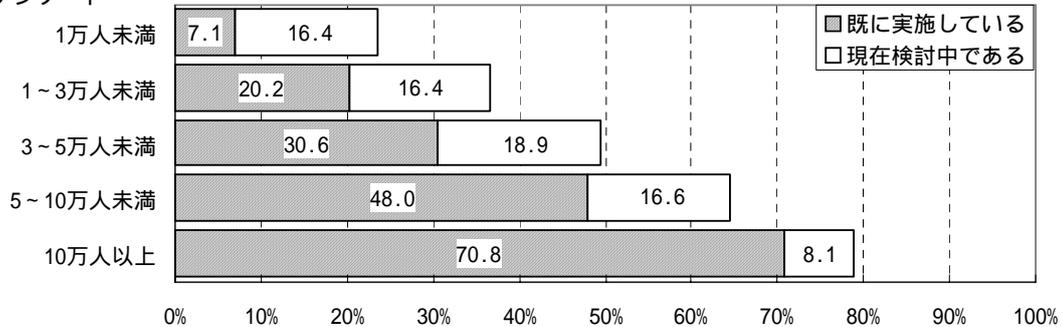
審議会



パブリック・コメント



アンケート



(n=1,390)

(2) 環境保全計画・条例見直しにおける住民等の意見の取入状況(問 18)

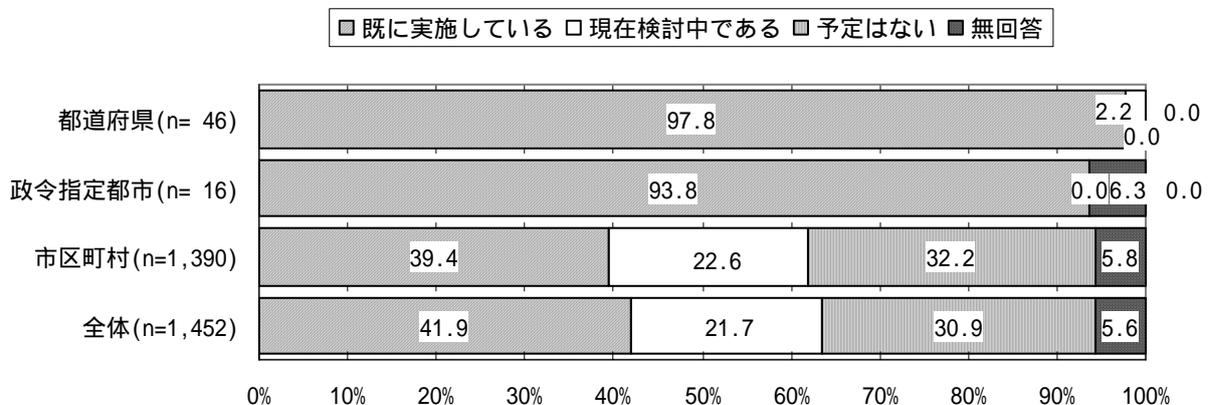
【全体的な傾向】

- 環境保全計画・条例見直しにおける住民等の意見の取入状況については、「既の実施」(41.9%)に「検討中」(21.7%)を合わせると63.6%の団体が住民等の意見を取り入れることに積極的であると言える。

【基本属性別の特徴】

- 環境保全計画・条例見直しにおける住民等の意見の取入状況について、都道府県では97.8%、政令指定都市では93.8%で「既の実施」しており、状況についてはかなり進んでいる。
- 市区町村でも「既の実施」(39.4%)に「検討中」(22.6%)を合わせると60%を越え、今後、住民の意見の取入状況が進んでいくと予想される。

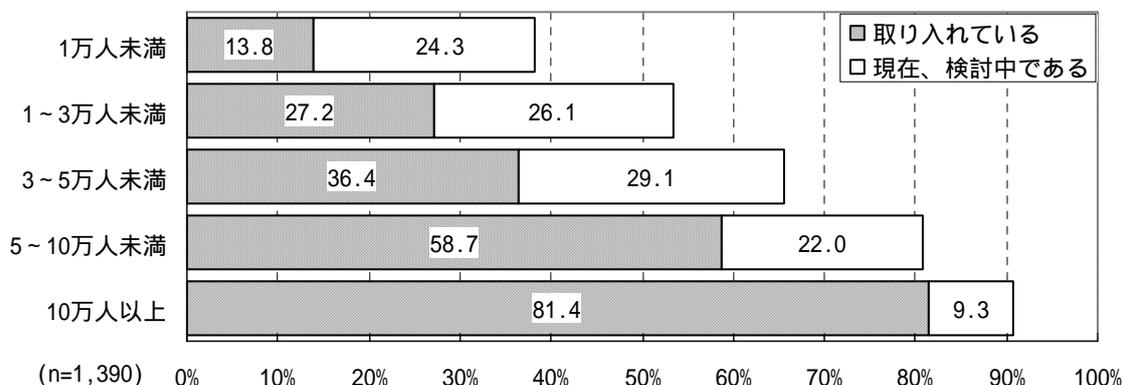
図表 III-90 環境保全計画・条例見直しにおける住民等の意見の取入状況(全体+基本属性別)



【市区町村(政令指定都市を除く)の属性別の特徴】

- 市区町村における環境保全計画・条例見直しにおける住民等の意見の取入状況について人口規模別にみると、規模が大きくなるに従い、取入状況の割合は大きく上昇する。「1万人未満」では13.8%であるが、「10万人以上」では81.4%の団体が意見取入を実施している。

図表 III-91 市区町村における環境保全計画・条例見直しにおける住民等の意見の取入状況(人口別：政令指定都市を除く)

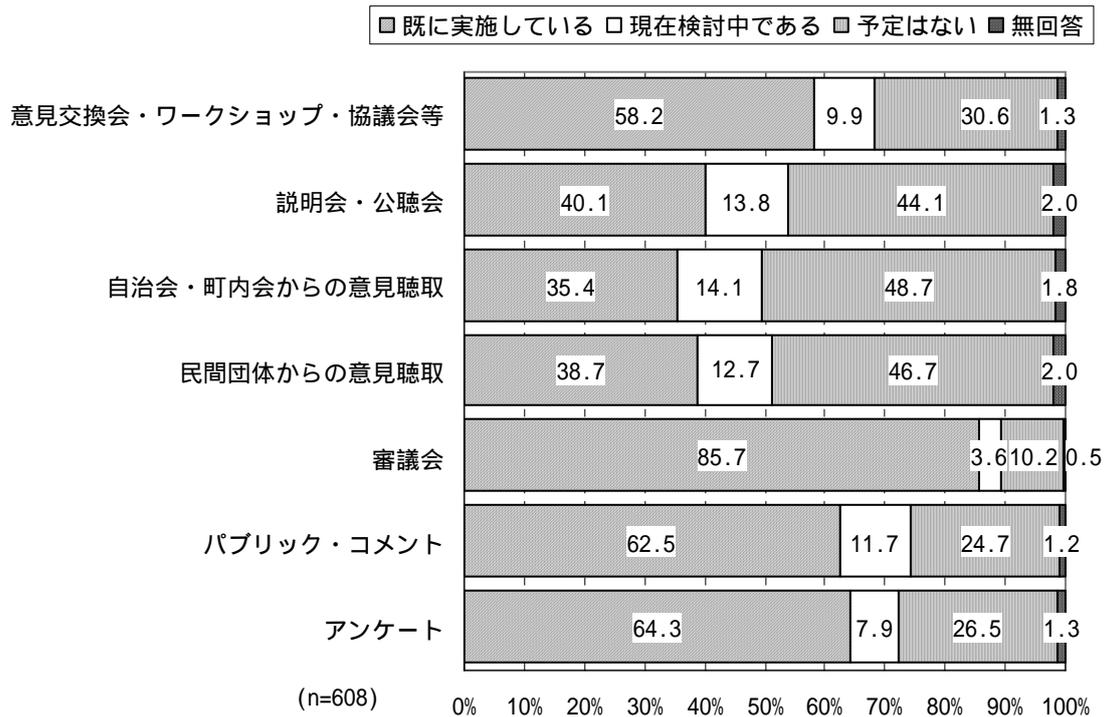


(3) 環境保全計画・条例見直しにおける住民等の意見の取入方法(問 18-1)

【全体的な傾向】

- 環境保全計画・条例見直しにおける住民等の意見取入方法については、全体では、『審議会』（実施中 85.7%、検討中 3.6%：計 89.3%）が最も多く採用されている。次いで、『アンケート』（同 64.3%、7.9%：計 72.2%）、『パブリック・コメント』（同 62.5%、11.7%：計 74.2%）である。

図表 III-92 環境保全計画・条例見直しにおける住民等の意見の取入方法（全体）



【基本属性別の特徴】

- 都道府県の場合、『自治会・町内会からの意見聴取』は少ないが、住民等の意見を取り入れる方法は、審議会、説明会・公聴会、環境NPOなどからの意見聴取、パブリック・コメントなどいずれも60%を超える。
- 政令指定都市では、全ての方法について60%以上の団体が実施している。
- 市区町村では『説明会・公聴会』『自治会・町内会からの意見聴取』『民間団体からの意見聴取』については、方法として採用している団体がやや少ない。

図表 111-93 環境保全計画・条例見直しにおける住民等の意見の取入方法（属性別）

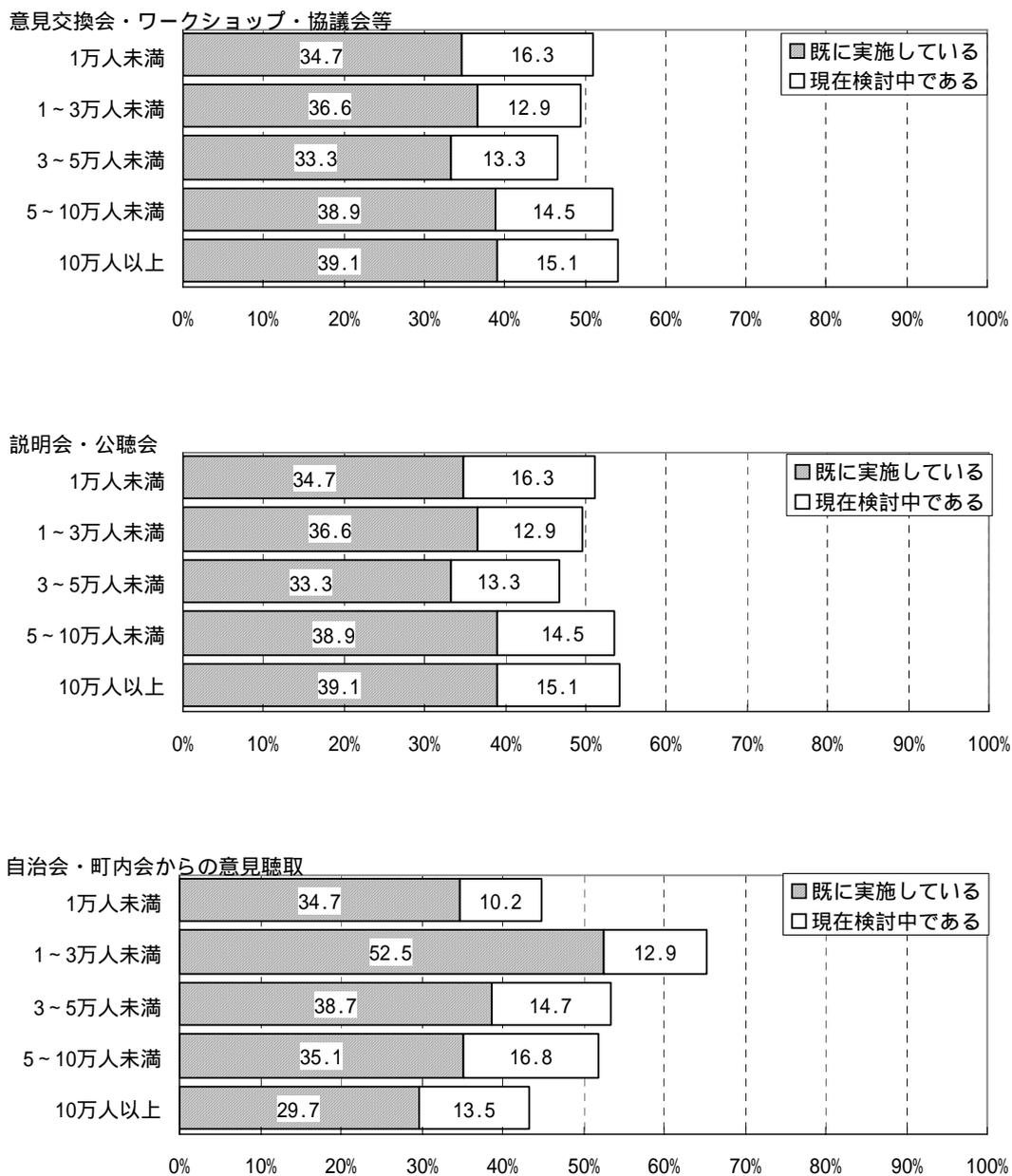
住民等の意見の取り入れ方法	都道府県 n = 45		政令都市 n = 15		市区町村 n = 548	
	実施中	検討中	実施中	検討中	実施中	検討中
意見交換会・ワークショップ・協議会等	68.9	11.1	80.0	13.3	56.8	9.7
説明会・公聴会	66.7	6.7	60.0	13.3	37.4	14.4
自治会・町内会からの意見聴取	8.9	17.8	60.0	6.7	36.9	14.1
民間団体からの意見聴取	68.9	4.4	60.0	13.3	35.6	13.3
審議会	80.0	2.2	80.0	0.0	86.3	3.8
パブリック・コメント	100.0	0.0	93.3	0.0	58.6	13.0
アンケート	84.4	0.0	93.3	0.0	61.9	8.8

(注) 網掛けは、実施率40%以上を示す。

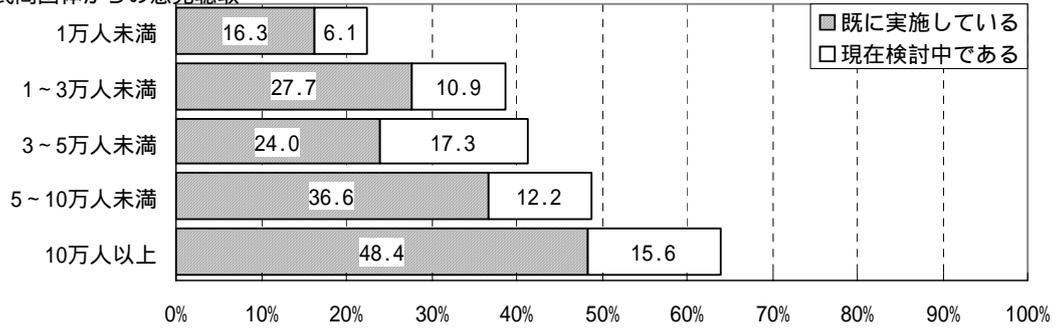
【市区町村(政令指定都市を除く)の属性別の特徴】

- 市区町村において最も実施率の高い『審議会』は、人口規模「1万人未満」では46.9%であるが、「1万人以上」では80%以上の団体が行っている。
- 『民間団体からの意見聴取』『パブリック・コメント』『アンケート』については、人口規模が大きいほど、その実施率は増加傾向にある。
- 『自治会・町内会からの意見聴取』については、人口規模「1～3万人未満」で多く実施されており、自治会・町内会が機能している規模であると考えられる。

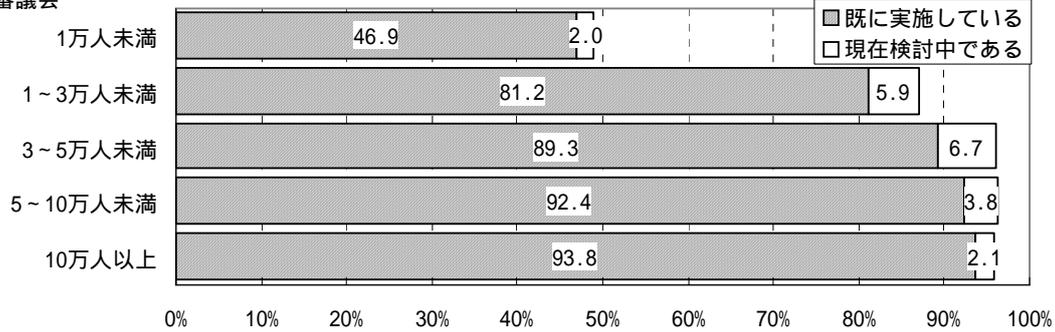
図表 III-94 市区町村における環境保全計画・条例見直しにおける住民等の意見の取入方法
(人口別：政令指定都市を含まない)



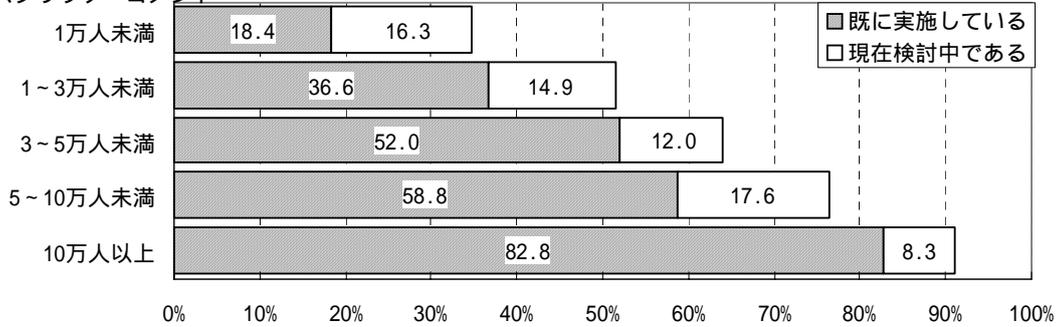
民間団体からの意見聴取



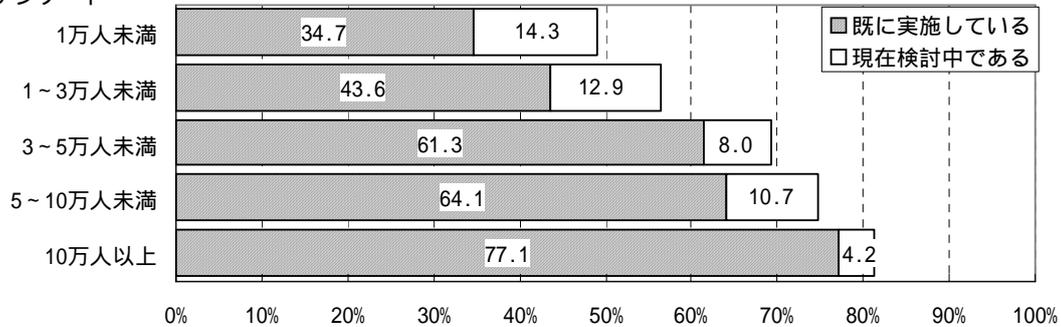
審議会



パブリック・コメント



アンケート



(n = 548)

(4) 住民から取入れた意見の対応結果の公表等の実施状況(問 18-2)

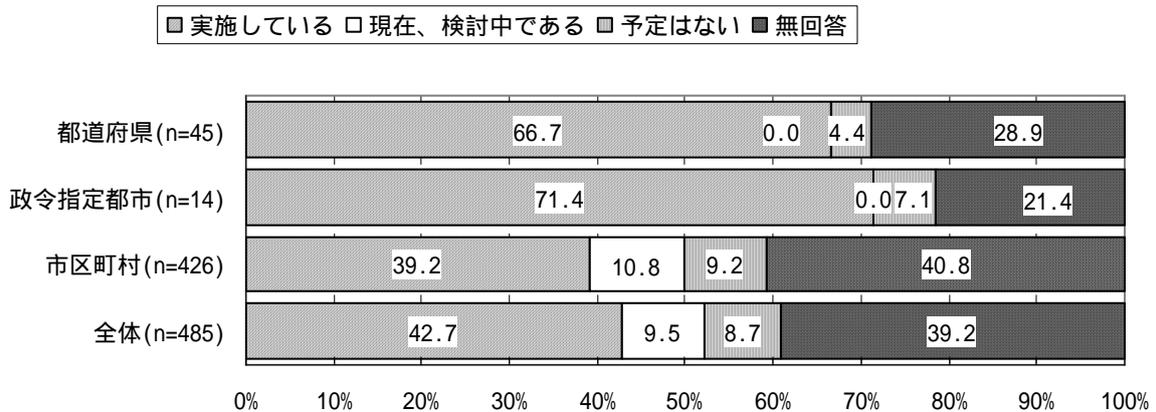
【全体的な傾向】

- 住民から取入れた意見の対応結果の公表等の実施状況については、全体では「既に実施」(42.7%)に「検討中」(9.5%)を合わせると、52.2%の団体で実施されている。

【基本属性別の特徴】

- 住民から取入れた意見の対応結果の公表等の実施状況について都道府県で「既に実施」が66.7%、政令指定都市では71.4%で実施が進んでおり、市区町村でも「既に実施」(39.2%)に「検討中」(10.8%)を合わせると50.0%の団体で実施されている。

図表 111-95 住民から取入れた意見の対応結果の公表等の実施状況(全体+基本属性別)



【市区町村(政令指定都市を除く)の属性別の特徴】

- 市区町村における住民から取入れた意見の対応結果の公表等の実施状況を人口別にみると、「1~3万人未満」と「10万人以上」で高くなり、人口規模とは対応していない。

図表 111-96 市区町村における住民から取入れた意見の対応結果の公表等の実施状況(人口別：政令指定都市を除く)

